

第2章 申請等

1 申請

(1) 事務の取扱い

危険物の規制に関する事務の取扱いについては、次の事務処理要領等による。

ア 稲沢市火災予防条例事務処理要領（平成17年4月1日施行）

イ 稲沢市消防本部製造所等において行われる変更工事の事務取扱要領（平成17年4月1日施行）（い）

ウ 稲沢市完成検査済証等交付手続事務処理要領（平成17年4月1日施行）（い）

エ 稲沢市地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全対策事務要領（平成17年4月1日施行）（い）

(2) 申請書類

ア 申請及び届出の書類

(ア) 申請及び届出の書類は、法、政令、省令及び規則に規定する書類とする。

(イ) 書類の提出は、規則及び事務処理要領等により指導すること。ただし、(ア)に規定する以外の書類であっても、その内容が要件を満たし、確認できるものであれば、同等の書類とみなす。（い）

(ウ) 書類は原則として、2部提出とする。

許可申請書類の編冊順序は、おおむね次によること。

a 設置許可申請書

b 構造設備明細書（20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書）

c 委任状

d 付近見取図

e 構内配置図

f 危険物数量計算書

g 位置、構造、設備等の図面及び関係する書類

h 危険物配管関係

i 付帯設備

j 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備

k 電気設備及び避雷設備（い）

l 消火設備、警報設備、避難設備等の概要図及び配置図並びに設計仕様書

m 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類
（政令第7条の3に掲げる製造所等及び一般取扱所）（い）

n その他必要な書類

イ 記載要領等

(ア) 申請図書の記載は、別添1「申請書等の記載要領」に基づき記載するものとする。

(イ) 記載事項の訂正等

a 申請書（鏡）の捨印は、特に必要としない。

b 捨印のある場合は、記載事項の訂正を「○字抹消○字挿入」により訂正する。

c 捨印のない場合は、二重線による訂正及び申請者等の訂正押印により訂正する。（い）

d 添付する図書、図面の記載事項訂正及び追記は、申請者等の訂正押印により訂正等を行う。

ウ 申請の事務処理

(ア) 申請書類を受理する時に、手数料徴収条例の規定により「納付通知書」を交付する。

- (イ) 納付を確認した後に、申請書類の受付及び審査を開始する。
- (ウ) 審査等については、許可書等を添付し決裁を受ける。
- (エ) 決裁完了後、許可書等に公印を付し、申請者に交付（返戻）する。

エ 届出の事務処理

- (ア) 届出の書類を受け付けたときは、受付印による処理をすること。
- (イ) 届出の書類を受理したときは、届出済印による処理をすること。
- (ウ) 書類の交付(返戻)は、次のとおりとする。
 - a 書類提出後、工事を着工し、又は書類の審査等を要するものについては、その内容等を確認した後に交付(返戻)するものとする。(イ)
 - b 届出の内容が軽微である場合又は既に届出の内容が確認されている場合若しくは事案の完結が写真等の説明により確認できる場合は、即時交付(返戻)するものとする。(イ)
 - c 品名数量等の倍数変更届出については、書類の審査が必要であるため、原則、審査後(決裁後)に交付(返戻)するものとする。(イ)

2 手数料

(1) 徴収する手数料等

- ア 徴収する手数料は、手数料徴収条例による。
- イ 手数料の徴収時期は、申請時とする。

(2) 手数料の種類

- ア 仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請手数料
- イ 設置許可又は変更許可申請手数料
- ウ 完成検査申請手数料
- エ 仮使用承認申請手数料
- オ 完成検査前検査申請手数料
- カ 許可書等の再交付申請手数料
- キ 火災予防条例のタンク前検査申請手数料手数料の徴収